

資料 4 0

地方公共団体から民間シェルター等に対する財政的援助額について(内閣府)

(平成18年11月1日現在)

都道府県	財政的援助額(円)
01 北海道	9,844,000
02 青森県	500,000
03 岩手県	421,000
04 宮城県	1,400,000
05 秋田県	
06 山形県	
07 福島県	
08 茨城県	
09 栃木県	5,570,000
10 群馬県	600,000
11 埼玉県	7,325,000
12 千葉県	3,742,000
13 東京都	8,550,000
14 神奈川県	43,730,000
15 新潟県	980,000
16 富山県	286,000
17 石川県	
18 福井県	
19 山梨県	
20 長野県	
21 岐阜県	
22 静岡県	3,000,000
23 愛知県	1,240,000
24 三重県	
25 滋賀県	1,160,000
26 京都府	2,650,000
27 大阪府	1,100,000
28 兵庫県	2,200,000
29 奈良県	
30 和歌山県	
31 鳥取県	8,764,720
32 島根県	500,000
33 岡山県	650,000
34 広島県	3,300,000
35 山口県	52,000
36 徳島県	
37 香川県	
38 愛媛県	
39 高知県	
40 福岡県	2,426,000
41 佐賀県	
42 長崎県	
43 熊本県	1,123,500
44 大分県	
45 宮崎県	450,000
46 鹿児島県	69,000
47 沖縄県	
計	111,633,220

(注) 民間シェルター等配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、平成18年度に都道府県及び市町村が実施した財政的援助の額(見込額)であり、婦人相談所からの一時保護委託費を除く。